



職場内で回覧してください

協会けんぽ とやま

健康保険組合等にご加入の事業所様はご参考までにご覧ください



協会けんぽ2025(令和7)年度決算のお知らせ

2025年度の決算の概要

2025年度の決算は収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

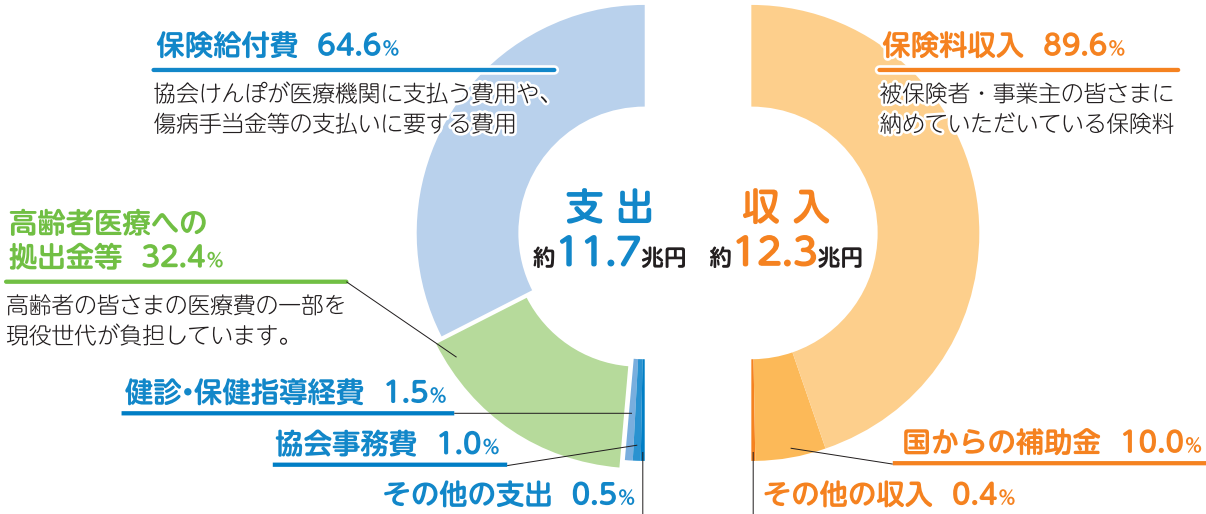
2025年度決算 | 医療分

(単位: 億円)

収入	保険料収入	110,546 (+4,057)
	国庫補助等	12,383 (+693)
	その他	477 (+132)
	計	123,406 (+4,881)
支出	保険給付費	75,369 (+2,818)
	拠出金等	37,829 (+1,634)
	その他	3,413 (+220)
	計	116,611 (+4,672)
単年度収支差		6,795 (+209)

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか?

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
- 団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026(令和8)年度診療報酬改定において、診療報酬(本体部分)の改定率が3.09%(2026年度:+2.41%、2027年度:+3.77%)と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。



全国健康保険協会 富山支部

〒930-8561 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

TEL: 076-431-6155 (代表)

協会けんぽ 富山

検索

スマホやパソコンで気軽に
楽しんでいただける健康情報を配信中!
季節の健康情報やお役立ち情報をお届け!

LINE



各種申請手続きが
オンラインでもっと手軽に
これからは、電子申請がおすすめです!

電子申請



事業主様及びご担当者様

令和8年度被扶養者資格再確認にご協力ください

協会けんぽでは、**保険給付等の適正化**を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。被扶養者状況リストが届いた場合は、提出期限までにご提出をお願いいたします。被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、**加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となります**ので、ご理解とご協力をお願いいたします。

送付時期

令和8年10月下旬から11月中旬(予定)
にかけて順次送付

提出期限

令和8年**12月11日(金)**

確認の対象となる方

マイナンバーによる情報照会等の結果、扶養解除の可能性が高い、以下の**いずれかに該当する被扶養者**

- ①健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- ②同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- ③令和7年中の課税収入額が130万円（60歳以上の場合は180万円、19歳以上23歳未満かつ配偶者でない場合は年間収入が150万円）を超過している方（18歳未満の方や令和8年4月1日以降に認定された方を除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

令和7年度の実績（全国）

扶養解除者数

約**18.8万人**

高齢者医療制度への
負担軽減額(効果額)

約**6億円**

被扶養者資格再確認について
のご案内はこちらから



再確認の結果、扶養解除となる場合は、**被扶養者状況リストと被扶養者異動届**の提出をお願いいたします。

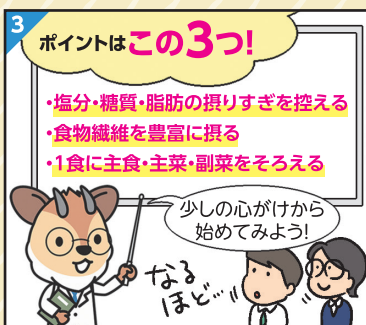
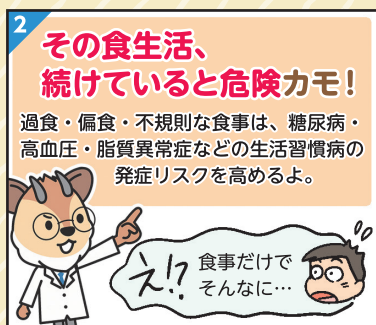
扶養解除の迅速化のため、**被扶養者異動届は可能な限り電子申請により、日本年金機構へお届けください。**

なお、電子申請によるお届けが難しい場合は被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届を協会けんぽへご提出をお願いいたします。



めざせ★きとま 富山人

〈9月は「健康増進普及月間」です!〉



「健康増進普及月間」とは、生活習慣病の特性や運動・食事・禁煙など個人の生活習慣の改善の重要性について一人ひとりが理解を深め、健康づくりの実践を促進する月間です。食生活の見直しや適度な運動など、元気に楽しみながら健康な毎日を送ることを目指しましょう。